



# くれ

## 892号

2020年9月29日  
郵政産業労働者ユニオン  
呉支部発行

←中国地本HPへ  
PC・スマホ等から  
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

# 不正利用の被害拡大

## ゆうちょ銀行が会見

ゆうちょ銀行で不正送金が発覚し、池田社長が会見を行った。

「この度は当行が提供する各種サービスの不正利用により、被害の発生状況等の公表が遅れることにより、お客様始め、関係の皆様にも多大なご迷惑ご不安をお掛けした事を深くお詫び申し上げます。」  
謝罪し、会見が始まった。約550万口座に対するお客様に、取引の確認を

お願いすると共に、個別に電話やメール等でも確認を行う。

9月22日現在、380件で約6千万円の被害情報が報告されているが、不審な取引疑いは他にもあり、被害拡大の可能性はあり。

10月末を目途に、被害が判明した被害者には、全額を保障する。対策として口座開設時の強化も示した。

原則として、本人確認書類に顔写真があるものに限る事とした。



【第9回呉支部定期大会開催】

コロナ禍で活動が制限される中でも、無事大会が行われました。

労働者が安心して働ける環境作りの為に頑張っています。

その中でも、最高裁で10月15日に行われる20条裁判の判決は判例となる為、広島地裁に提訴した20条集団訴訟に影響を与えます。

原告として立ち上がった仲間を組合員一丸となって支えていき、勝利を目指します。

これらの裁判は郵政Gに限らず、非正規として働く労働者の注目を集めると共に、同一労働同一賃金の判断材料になる重要な判決となります。

被害を把握しながら公表しなかつた事について、記者から質問され、被害が確認された段階で公表やサービス停止の検討しなかつた事を悔やむ発言もあつたが、ドコモ口座の不正が発覚しなければ、隠蔽を続けていただろう。

なぜなら、ゆうちょ銀行で不正利用が確認されたのは、3年以上前の2017年4月であり、その後も被害は続いたが、注意喚起や公表はしていない。

経営陣の意識は「顧客第一主義」ではなく、「隠蔽体質」そのもの。また、不正利用の被害者に対して、把握していたにもかかわらず、約50件分しか行つておらず、顧客軽視も変わっていない。

不正が判明した段階で対応しなかつた事が被害拡大に繋がった事は、かんぽ不適正営業で、グループ全体で経験したが、ゆうちょの経営陣は失敗から学べていなかった。被害は保障

すれば済むという簡単な話ではなく、信用・信頼に繋がる重要な要素で、会社の今後にも多大な影響を与える。

かんぽ営業を再開 かんぽ不適正営業問題で営業自粛を続けていたが、10月5日から再開への道筋を開く。

会社は再開条件として、「信頼回復に向けた業務運営の趣旨が、社員へ共有・徹底されていることが確認できた段階」としていた。

ただし、これまでの様な積極的な営業ではなく、ご迷惑をおかけしたことをお詫びするための信頼回復に向けた業務運営を行うことから始めるとしている。

会社が改善に努めている事は、業務改善計画からも明らかである。しかし、ゆうちょの不正利用で、郵政Gの経営陣の顧客軽視体質が変わっていない事を世間から非難され、再開の足を引っ張る結果となつた。

## with コロナ

世界中でワクチン開発が行われているが、過度のワクチン期待は控えたい。

例えばワクチンが完成しても、コロナウイルスそのものが無くなる訳ではないからだ。

インフルエンザで予防接種を受けても、患った経験のある人は多い。

予防接種は重症化予防のメリットに限られる。

コロナウイルスのワクチンが完成すれば、重症化しにくいメリツトの半面、無症状となれば、無自覚に周囲の人に感染を広げる危険性も残る。

また、コロナウイルスは変異スピードが速く、ワクチンの有効性や持続性など、難題も抱える。

発見報告から1年未満で、約100万人が亡くなり、3千万人以上の感染者を出している脅威に、世界中で苦闘が続いている。

## 今後の予定

- 10月13日(火) 17:00~  
第1回呉支部執行委員会  
支部事務所
- 10月15日(金)  
20条裁判最高裁判決  
最高裁判所

次号は10月13日 予定